

都市計画法第34条第9号に係る許可運用基準

この運用基準は、休憩所及び給油所等の設置について定める。

休憩所の運用基準

1 休憩所の定義について

休憩所とは、主として自動車の運転者及び同乗者（以下「運転者等」という。）を対象とした休憩及び食事等のための施設である。この休憩所施設には、前記の目的の範囲内で設けられる、いわゆるドライブイン、レストラン等の飲食物を提供する施設（以下「ドライブイン等」という。）又は、いわゆるコンビニエンスストア等の食料品及び雑貨等を小売販売する施設で、利用者の休憩の用に供する施設を備えたもの（以下「コンビニエンスストア等」という。）が該当する。なお、モーテル等の宿泊施設及び個室喫茶等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象となる施設）は除く。

2 対象道路について

サービスの対象となる道路は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般国道
- (2) 主要地方道（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づいて指定された県道）
- (3) 一般県道（コンビニエンスストア等については、幅員12メートル以上のものに限る。）
- (4) 市道（ドライブイン等については幅員6.5メートル以上、コンビニエンスストア等については幅員12メートル以上のものに限る。）

3 規模等について

- (1) 敷地面積は、沿道サービス施設として適切な規模であること。
- (2) 申請地は、原則として直接道路に接面し、地形及び道路の形状からみて、その機能を十分発揮できる土地であること。
- (3) 施設計画は、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障がないように配慮されていること。
- (4) 運転者等が駐車して休憩できる駐車場が十分確保されていること。
- (5) 管理用住宅を併設する場合、規模は必要最小限であることを要し、店舗の延面積と同程度以下かつ延面積が150平方メートル以下のものであること。
- (6) 他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。
- (7) コンビニエンスストア等にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

こと。

ア 店舗の延面積は、200平方メートル以下であること。

イ 休憩場所として、10平方メートル以上の床面積（トイレ部分の床面積は含まないものとする。）が確保され、テーブル、イス等が設置されていること。

ウ 運転者等が利用できるトイレが設置されていること。

エ 運転者等から見やすい位置に、利用できるトイレ及び休憩場所が設置されている旨記載されている看板等が、設置されていること。

給油所等の運用基準

1 給油所等の定義について

給油所等とは、道路の円滑な交通を確保するための施設である。この施設には、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンドが該当する。

2 対象道路について

サービスの対象となる道路は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般国道
- (2) 県道
- (3) 市道（幅員6.5メートル以上のものに限る。）

3 規模等について

- (1) 申請地は、原則として直接道路に接面し、地形及び道路の形状からみて、その機能を十分発揮できる土地であること。
- (2) 施設計画は、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障がないように配慮されていること。
- (3) 附属する事務所、洗車場及び簡易な自動車整備のための作業場の規模は必要最小限の規模であること。
- (4) 管理用住宅を併設する場合、規模は必要最小限であることを要し、延面積が150平方メートル以下のものであること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律の規定に基づく、経済産業省の登録を受けられるものであること。また他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可を受けられるものであること。
- (6) 消防法の改正により、ガソリンスタンドに併設することが可能になった店舗等の立地・規模等については、個別協議の対象とする。

（平成15年5月1日から施行）

（平成19年11月30日改正）